

I 関 税 改 正 等

第 1. 令和 6 年度関税改正の概要等

令和 6 年度関税改正の概要及び規模

(1) 概要

令和 6 年度改正は、次の事項を中心として行われた。

- ① 暫定税率等の適用期限の延長等
- ② 個別品目の関税率等の見直し
- ③ 輸入手続の利便性向上
- ④ 納税環境の整備

以下あらましについて説明する。

① 暫定税率等の適用期限の延長等

令和 6 年 3 月 31 日に適用期限の到来する暫定税率（411 品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、これらの適用期限を 1 年延長。

また、加糖調製品のうち 5 品目については、国内産糖支援の原資となる調整金を拡大する観点から暫定税率を引下げ。

ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、需給逼迫の解消及び調達価格の低下等を踏まえ、暫定税率を撤廃。

さらに、令和 6 年 3 月 31 日に適用期限の到来する沖縄における特定免税店制度について、適用期限を 3 年延長。

② 個別品目の関税率等の見直し

ルイボスについては、HS 委員会（関税分類の国際会議）における分類決定を受けた分類変更に伴い、国内産業を保護する必要があることから、移行先において税細分を新設することで移行前の関税率を維持。

③ 輸入手続の利便性向上

国際物流を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、国際物流のセキュリティ確保と更なる貿易の円滑化を両立させることで、安全・安心な社会を実現するとともに我が国の国際競争力を高めることがますます重要となっており、税関としては、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された AEO 事業者とのパートナーシップ強化及び

AEO 制度の利用拡大を通じてこれに貢献していくことが求められている。

こうした背景の下、越境 EC の拡大に伴い輸入許可件数が増加していることを受け、税関は限られたリソースを相対的にリスクが高い輸入者の貨物検査等に集中的に投入することを可能とする必要があり、この観点からも AEO 制度の利用拡大を進めることが重要となっている。

この点、AEO 事業者として税関長の承認を受けた輸入者である特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保の取扱いを緩和することは、輸入手続に係るコストを低減させる等のメリットがあり、特例輸入者の増加及び AEO 制度の利用拡大につながるものと考えられる。

特例輸入者は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された者として税関長の承認を受けた輸入者であり、税関は、特例輸入者の承認に際して、その資質や財務状況、納税に関する法令遵守の状況等を十分に審査している。また、承認後においても、事後監査等を通じて納税手続の履行状況及び財務状況を確認していることに加え、仮に特例輸入者が納税義務を怠った場合等にはその承認を取り消すことが可能となっている。

これらのことから、特例申告納期限延長に係る担保の取扱いを緩和したとしても、適正な納税は十分に確保されると見込まれる。

以上を踏まえ、特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保については、現行の、税関長が必ず提供を求める「必要担保」から、税関長が関税の保全のために必要があるときと認めるときに限り提供を命ずる「保全担保」へと緩和（令和 6 年 10 月 1 日施行予定）。

④ 納税環境の整備

内国税の改正に合わせ、仮装・隠蔽に基づく更正の請求について関税の重加算税の対象に追加（令和 7 年 1 月 1 日施行予定）。

(2) 改正の規模

令和6年度関税改正に伴う増減収額は、計上していない。なお、令和6年度の関税収入予算額は、9,170億円となっており、租税及び印紙収入予算に占める関税収入予算の割合は、1.3%（一般会計ベース）になる。

ロシアに対する関税における最恵国待遇の撤回措置の延長

(1) 経緯

令和4年2月24日からのロシアによるウクライナ侵略に対しては、我が国としても、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、様々な制裁措置を実施した。こうした中、ロシアに対する更なる追加制裁措置の一環として、同年3月11日のG7首脳声明を踏まえ、ロシアに対する最恵国待遇の撤回をG7と協調して実施するために、関税暫定措置法を改正するに至った。

改正後の同法第3条第1項は、国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益（WTO協定税率を適用することを内容とする、いわゆる最恵国待遇）を与えることが適当でないと

きは、政令で定める国を原産地とする物品で政令で定めるもので、政令で定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、国定税率（関税定率法第3条の規定による税率（基本税率）。関税暫定措置法第2条の規定による税率（暫定税率）の適用があるときは、当該暫定税率）とした。

これを受けて制定された、国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令は、ロシアを原産地とする全ての物品でこの政令の施行の日（同年4月21日）から令和5年3月31日までの間に輸入されるものを、最恵国待遇を与えることが適当でないものとして定めるところ、令和6年3月31日まで延長した期限が到来することとなった。

(2) 概要

ロシアによるウクライナ侵略が継続しており、G7を始めとする国際社会と引き続き緊密に連携して対応する必要があることから、関係省庁とも協議した上で、「国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令」を整備することで、ロシアに対する関税における最恵国待遇の撤回措置を令和7年3月31日まで延長した。

第2. 特殊関税をめぐる最近の動き等について

(1) 報復関税制度

〔制度の概要〕

報復関税は、関連する国内法令（関税定率法第6条及び報復関税等に関する政令）及びWTO協定（関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第23条及び紛争解決に係る規則及び手続に関する了解）に基づき、WTO協定上の本邦の利益を守り若しくはWTO協定の目的を達成するため必要があると認められるとき等に課することができる割増関税である。

措置内容としては、当該貨物の課税価格と同額以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。なお、WTO紛争解決機関等の承認に基づき措置をとる場合には、その承認の範囲内において課することとなっている。

報復関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。ただし、直ちに課す必要がある場合は、諮問することなく課すことも可能だが、その場合は、課した後速やかに、審議会に報告しなければならない。な

お、措置を変更若しくは廃止する際にも、同様の手続をとることとされている。

〔バード修正条項について〕

バード修正条項（注1）は、平成15年（2003年）1月にWTO協定違反が確定したが、米国は同年12月の是正期限内に是正しなかった。

平成16年（2004年）1月、我が国を含む8カ国・地域（注2）はWTOに対して対抗措置の承認を申請した。これに対し、米国が対抗措置の規模について異議を申し立て、本件は仲裁手続に付託された。

同年8月31日、仲裁人から共同申立国の対抗措置の規模（注3）を決定する判断が提示された。

この結果を受け、同年11月、チリを除く7カ国・地域はWTOに対して再度対抗措置の承認申請を行い、同月26日に承認された（チリは同年12月に申請を行い、同月に承認）。

その後、米国がバード修正条項を廃止する等の是正措置を行わなかったことから、平成17年（2005年）9月1日、対象品目を玉軸受等15品目

(ベアリング、鉄鋼製品等)、税率を15%、課税期間を1年間として報復関税を課した。

(注1) バード修正条項は、米国の1930年関税法を修正する条項であり、不当廉売関税及び相殺関税により米国政府が得た税収を、不当廉売又は補助金による被害を申し立てた国内企業等に対して分配する法律。

(注2) 平成16年(2004年)1月に対抗措置の承認申請を行った国は、我が国、EC、カナダ、ブラジル、チリ、インド、韓国、メキシコの8カ国・地域。

(注3) 我が国の対抗措置の規模は、バード修正条項による我が国の対米輸出減少推計額(直近年の分配額に0.72を乗じた額)以下とされた。

(参考1) 各国の動向

EC及びカナダは、平成17年(2005年)5月より、メキシコは、同年8月より、対抗措置を発動。

平成18年(2006年)2月8日、米国において、①バード修正条項を廃止する、②ただし、平成19年(2007年)10月1日前に米国に輸入された物品に対する不当廉売関税等は、引き続き同条項に基づき分配する、との内容を含む2005年赤字削減法が成立したが、上記②のとおり、引き続き分配が行われるため、WTO協定違反の状態が継続することとなった。

バード修正条項に対する報復関税については、WTO協定違反の状態が継続しているため、平成18年(2006年)から平成25年(2013年)まで毎年、対抗措置を1年ずつ延長してきた。その間、分配額の減少に応じて、平成20年(2008年)の延長以降、対象品目を2品目(玉軸受及び円すいころ軸受)に絞り込むとともに、税率を順次10.6%、9.6%、4.1%及び1.7%に変更し、平成24年(2012年)の延長に際しては、分配額の更なる減少に応じて、対象品目を1品目(円すいころ軸受)に絞り込むとともに、税率を4.0%に変更した。平成25年(2013年)には、分配額が大幅に増加したことを踏まえ、対象品目を玉軸受等13品目(ベアリング、鉄鋼製品)に拡大するとともに、税率を17.4%に変更した。

平成26年(2014年)9月以降は、米国の各財政年度における分配額が僅少である事等から、報復関税を課さないこととしてきた。ただし、米国による分配自体はWTO是正勧告の不履行であると

いう認識を有していることから、WTOに対して、①米国による分配は、WTO是正勧告の不履行に該当すること、②報復関税を発動する権利を引き続き有する旨、通報を行っている。

なお、2016米国財政年度における分配額は8,539万11米ドル(約96億円相当)と、WTO違反確定後史上2位の分配額であったが、近時の関係国内産業の状況等を総合的に勘案し、報復関税を課さないこととした。

(参考2) バード修正条項廃止後の各国の動向

EUは、平成17年(2005年)の発動以降、毎年対抗措置を継続しており、令和5年(2023年)5月1日より対抗措置をさらに1年間延長し、4品目に対し0.164%の追加関税を課していた。令和6年(2024年)5月1日からの1年間については、米国における分配額が僅少であり、追加関税を課すこととしても極めて低税率となることから、制裁の効果は乏しく行政コストに見合わないとの判断から、追加関税を0%としている。

カナダは、米国の国際貿易裁判所が、バード修正条項をカナダ産品に係る関税に適用することはNAFTAに違反すると判断したこと等から、平成18年(2006年)5月に対抗措置を継続しなかった。ただし、対抗措置の権利は留保している。

メキシコは、同年9月から同年10月まで、期間を限定して対抗措置を発動。

※ 同年7月の米国国際貿易裁判所判決を受けて、2006米国財政年度以降、カナダ及びメキシコに係る分配額はゼロとなっている。

(2) 相殺関税制度

[制度の概要]

相殺関税は、関連する国内法令(関税定率法第7条及び相殺関税に関する政令)及びWTO協定(GATT第6条及び補助金及び相殺措置に関する協定(補助金相殺措置協定))に基づき、外国において補助金の交付を受けた貨物の輸入が、本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

相殺関税を課するためには、本邦の産業に利害関係を有する者からの課税の求め等に基づき調査を行い、客観的データに基づき事実の認定を行う必要がある。

措置内容としては、補助金額と同額以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。

発動期間については、5年以内とされているが、補助金の交付を受けた貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が発動期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められる場合には、さらに5年以内の延長が可能である。

調査開始後60日が経過した後、調査の完了前であっても、十分な証拠により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、4ヶ月の期間内で、暫定措置を発動することができる。

相殺関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。なお、措置を延長、変更若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

(3) 不当廉売関税制度

〔制度の概要〕

不当廉売関税は、関連する国内法令（関税定率法第8条及び不当廉売関税に関する政令）及びWTO協定（GATT第6条及び1994年のGATT第6条の実施に関する協定（ダンピング防止協定））に基づき、不当廉売（正常価格（輸出国における国内販売価格等）より低い価格で輸出のために販売することをいう。）された貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（本邦の産業に与える実質的な損害等の事実）がある場合において、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

不当廉売関税を課するためには、本邦の産業に利害関係を有する者からの課税の求め等に基づき調査を行い、客観的データに基づき事実の認定を行う必要がある。

措置内容としては、不当廉売された貨物の正常価格と輸出のための販売価格との差額（不当廉売差額）以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。

発動期間については、5年以内とされているが、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が発動期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められる場合には、さらに5年以内の延長が可能である。

調査開始後60日が経過した後、調査の完了前であっても、十分な証拠により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、原則4ヶ月の期間内で、暫定措置を発動することができる。

不当廉売関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。なお、措置を延長、変更若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

〔事例：中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに係る不当廉売関税調査〕

令和元年（2019年）8月5日、大八化学工業株式会社から財務大臣に対して、中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェート（主に住宅やビルなどの建材に多く用いられる発泡ウレタン（断熱材）に添加される難燃剤として用いられている）に係る不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年9月26日、政府は調査を開始した。

調査の過程において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、令和2年6月27日から暫定的な不当廉売関税（暫定措置）を課した（4ヶ月間）。

調査の結果、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、同年9月17日から不当廉売関税（確定措置）を課した（5年間）。

〔事例：韓国産炭酸二カリウムに係る不当廉売関税調査〕

令和2年（2020年）4月30日、カリ電解工業会から財務大臣に対して、韓国産炭酸二カリウム（液晶パネルのガラス類の原料、中華麺に添加するかんすいの原料等として用いられる）に係る不

当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年6月29日、政府は調査を開始した。調査の過程において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、令和3年（2021年）3月25日から暫定的な不当廉売関税（暫定措置）を課した（4ヶ月間）。

調査の結果、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、令和3年（2021年）6月24日から不当廉売関税（確定措置）を課した（5年間）。

〔事例：韓国及び中国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税の課税期間の延長調査〕

平成28年（2016年）8月9日から不当廉売関税を課している韓国及び中国産水酸化カリウム（主に化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、合成樹脂重合反応剤、コンクリート混和剤原料、液体石鹼や洗剤の原料等）について、令和2年（2020年）7月7日、カリ電解工業会から財務大臣に対し、課税期間の延長の求めが提出された。

当該課税期間の延長の求めを受け、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年8月31日、政府は調査を開始した。

調査の結果、課税期間の満了後に、不当廉売された貨物の輸入が継続し、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがあると認められたことから、令和8年8月12日まで課税期間を延長した（5年間）。

〔事例：中国及び韓国産溶融亜鉛めっき鉄線に係る不当廉売関税調査〕

令和3年（2021年）3月31日、日亜鋼業株式会社、NS北海製線株式会社、株式会社ガルバート・ジャパン及び株式会社ワイヤーテクノから財務大臣に対して、中国及び韓国産溶融亜鉛めっき鉄線（金網類（フェンス、落石防護柵、落石防護網、じゃかご、クリンプ金網、亀甲金網）や各種有刺鉄線、さらにはパルプ結束線等の結束用途に用いられる）に係る不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると

認められたため、同年6月14日、政府は調査を開始した。

令和4年（2022年）4月28日、当該調査において、調査対象貨物を拡大した上で調査を継続することが適当と認められたため、令和3年（2021年）6月14日に告示した調査対象貨物を変更した。また、当該変更に関し、利害関係者に対して追加的な証拠の提出等の機会を与える等のため、調査期間を6ヶ月間延長して令和4年（2022年）12月13日までとした。

調査の結果、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、令和4年（2022年）12月8日から不当廉売関税を課した（5年間）。

〔事例：中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税期間の延長調査〕

平成29年（2017年）12月28日から不当廉売関税を課している中国産高重合度ポリエチレンテレフタレート（主にボトルやシートに加工され使用されている）について、令和3年（2021年）12月3日、三井化学株式会社から財務大臣に対し、課税期間の延長の求めが提出された。

当該課税期間の延長の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、令和4年（2022年）2月10日、政府は調査を開始した。

調査の結果、課税期間の満了後に、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがあると認められたことから、令和10年（2028年）2月2日まで課税期間を延長した（5年間）。

〔事例：中国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間の延長調査〕

平成20年（2008年）9月1日から不当廉売関税を課している中国産電解二酸化マンガン（主に一次電池の正極材に使用される）について、令和5年（2023年）1月23日、東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社から財務大臣に対し、課税期間の延長の求めが提出された。

当該課税期間の延長の求めを受け、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年3月8日、政府は調査を開始した。

調査の結果、課税期間の満了後に、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがある

と認められたことから、令和11年（2029年）2月25日まで課税期間を延長した（5年間）。

なお、同じく平成20年（2008年）9月1日から不当廉売関税を課していたオーストラリア産、スペイン産及び南アフリカ産については、延長の求めが提出されなかったこと等から、オーストラリア産については平成25年（2013年）8月31日に、スペイン産及び南アフリカ産については平成31年（2019年）3月4日に課税を終了した。

〔事例：中国産黒鉛電極に係る不当廉売関税調査〕

令和6年（2024年）2月26日、SECカーボン株式会社、東海カーボン株式会社及び日本カーボン株式会社から財務大臣に対して、中国産黒鉛電極（円柱状のもので、主として電流による熱で鉄スクラップを溶解する電気炉の電極として使用される。）に係る不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年4月24日、政府は調査を開始した。

（参考）発動中の措置の概要

課税物件	原産地・税率	課税期間
電解二酸化マンガ	中国：34.3％、46.5％ （※オーストラリア産（29.3％）は、2013年8月31日に課税終了。 スペイン産（14.0％）及び南アフリカ産（14.5％）は2019年3月4日に課税終了。）	2008年9月1日から 2029年2月25日まで
水酸化カリウム	韓国：49.5％ 中国：73.7％	2016年8月9日から 2026年8月12日まで
高重合度ポリエチレンテレフタレート	中国：39.8％～53.0％	2017年12月28日から 2028年2月2日まで
トリス（クロロプロピル）ホスフェート	中国：37.2％	2020年9月17日から 2025年9月16日まで
炭酸ナトリウム	韓国：30.8％	2021年6月24日から 2026年6月23日まで
溶融亜鉛めっき鉄線	韓国：9.8％～24.5％ 中国：26.5％～41.7％	2022年12月8日から 2027年12月7日まで

（令和6年（2024年）4月1日現在）

（4）緊急関税制度

〔制度の概要〕

緊急関税は、関連する国内法令（関税定率法第9条及び緊急関税等に関する政令）及びWTO協定（GATT第19条及びセーフガードに関する協定（セーフガード協定））に基づき、外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化によ

る特定の種類の貨物の輸入の増加の事実があり、当該貨物の輸入が本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

措置内容としては、同種・競合貨物の国内適正卸売価格から対象貨物の課税価格及び通常の関税率による税額を控除した額と同額以下の割増関税を発動政令により課すること又は譲許税率の撤回・修正をすることとされている。

発動期間については、4年以内とされているが、発動期間の満了後においても当該貨物の輸入の増加による本邦の産業に与える重大な損害等の事実が継続すると認められ、かつ、本邦の産業が構造調整を行っている認められる場合には、通算8年以内の延長が可能である。

調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により当該貨物の輸入の増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急の必要があると認められるときは、200日の期間内で、暫定措置を発動することができる。

緊急関税を発動しようとする又は発動した場合は、WTO協定に基づく貿易相手国との協議により、他品目の譲許の修正等を行うことができるとされている。

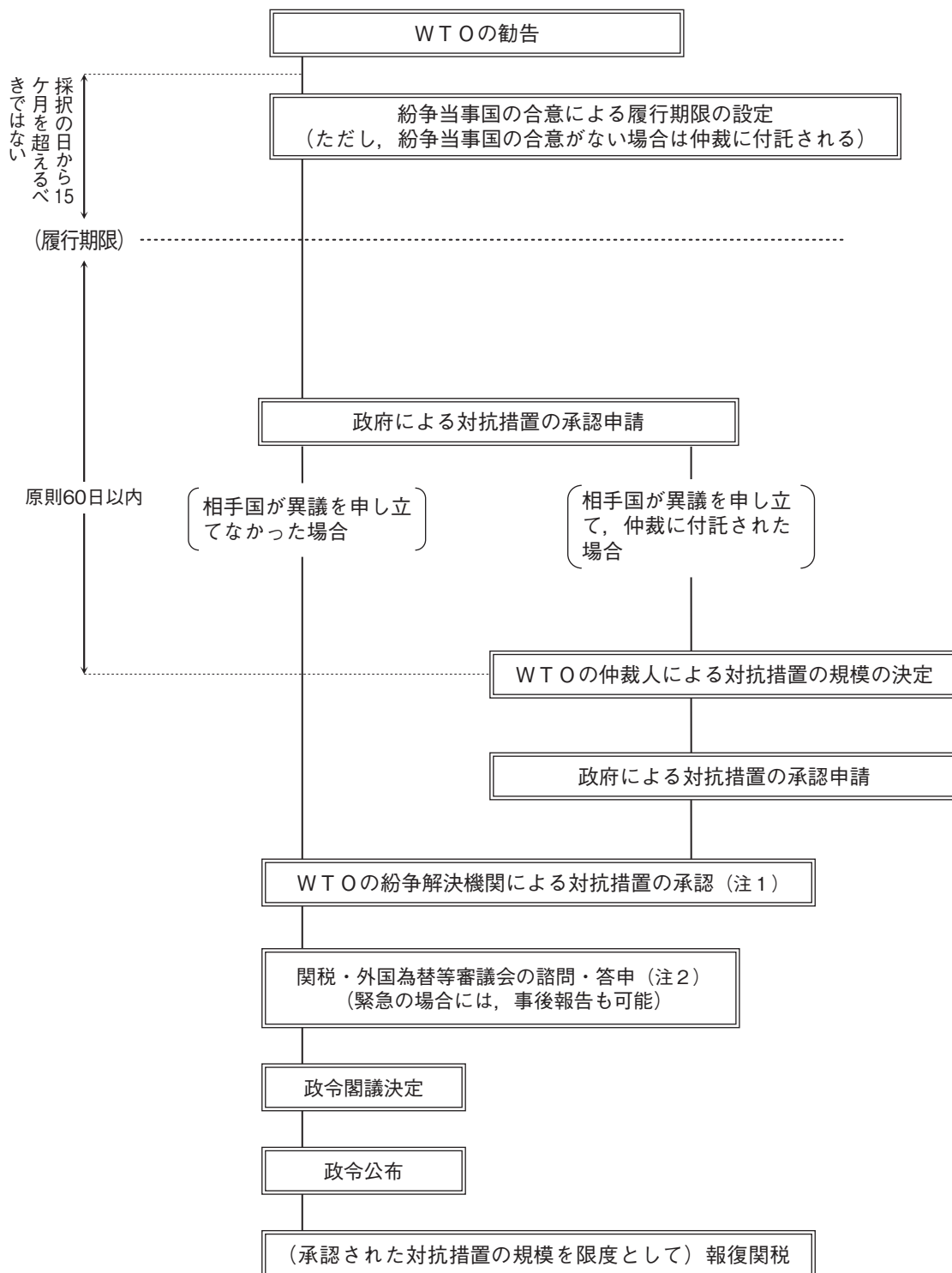
また、外国において緊急措置がとられた場合において、WTO協定に規定する事情があると認められる場合には、対抗措置として、輸入される貨物の課税価格と同額以下の割増関税を課すること又は当該貨物に係る譲許を停止することができる。ただし、当該外国における緊急措置が、輸入数量の増加の事実に基づきとられた場合には、当該措置がとられた日から3年間は対抗措置を行使することはできない。

緊急関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。ただし、直ちに課す必要がある場合は、諮問することなく課することも可能だが、その場合は、課した後速やかに、審議会に報告しなければならない。なお、措置を延長、撤回若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

(参考 1) 我が国の特殊関税制度の概要

区分	報復関税	相殺関税	不当廉売関税	緊急関税
国内法令上の根拠規定	・関税定率法第6条 ・報復関税等に関する政令	・関税定率法第7条 ・相殺関税に関する政令	・関税定率法第8条 ・不当廉売関税に関する政令	・関税定率法第9条 ・緊急関税等に関する政令
WTO協定上の根拠規定	・GATT第23条 ・紛争解決に係る規則及び手続に関する了解	・GATT第6条 ・補助金及び相殺措置に関する協定	・GATT第6条 ・ダンピング防止協定	・GATT第19条 ・セーフガードに関する協定
制度の概要	(1) WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合に課する割増関税 (2) ある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税	外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税	不当廉売された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税	輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するための関税の引上げ
措置の適用要件	(1) WTO紛争解決機関等の承認を受けること (2) ある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしていること	(1) 補助金の交付を受けた貨物の輸入 輸入された貨物が、外国において生産又は輸出について補助金を受けていること (2) 実質的損害等（含む因果関係） 当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を実質的に妨げる事実があること (3) 国内産業保護の必要性 我が国の同種産業を保護するため必要があると認められること	(1) 不当廉売された貨物の輸入 輸入された貨物に不当廉売の事実があること (2) 実質的損害等（含む因果関係） 当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を実質的に妨げる事実があること (3) 国内産業保護の必要性 我が国の同種産業を保護するため必要があると認められること	(1) 輸入の増加 予想されなかった事情の変化により貨物の輸入増加があること (2) 重大な損害等（含む因果関係） 当該輸入が我が国の同種・競合産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあること (3) 緊急の必要性 国民経済上緊急に必要であると認められること
措置の内容	従価100%の範囲内での割増関税	補助金の額と同額以下の割増関税	不当廉売差額（〔正常価格〕－〔不当廉売価格〕）と同額以下の割増関税	(1) 〔（同種・競合貨物の国内適正卸売価格）－（輸入貨物の課税価格）－（通常の関税額）〕と同額以下の割増関税 (2) 譲許税率の撤回又は修正
措置の期間		5年以内 （5年以内の延長が可能）	5年以内 （5年以内の延長が可能）	暫定期間を含めて4年以内 （通算して8年以内まで延長が可能）
暫定措置の適用要件		(1) 調査開始から60日が経過 (2) 補助金の交付を受けた貨物の輸入及び当該輸入による国内産業への実質的な損害等の事実の推定 (3) 国内産業保護の必要性	(1) 調査開始から60日が経過 (2) 不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入による国内産業への実質的な損害等の事実の推定 (3) 国内産業保護の必要性	(1) 輸入の増加の事実及びこれによる国内産業への重大な損害等の事実の推定 (2) 国民経済上特に緊急の必要性
暫定措置の内容		担保の提供（4ヶ月以内）	暫定的な関税賦課又は担保の提供 （原則4ヶ月以内）	関税引上げ（200日以内）
還付		請求に基づき、相殺関税の額と現実の補助金の額との差額を還付	請求に基づき、不当廉売関税の額と現実の不当廉売差額との差額を還付	
備考		・発動期間中に、事情の変更がある場合に措置を変更・廃止することが可能	・発動期間中に、事情の変更がある場合に措置を変更・廃止することが可能	・代償措置、対抗措置 ・輸入増加に対する数量制限措置

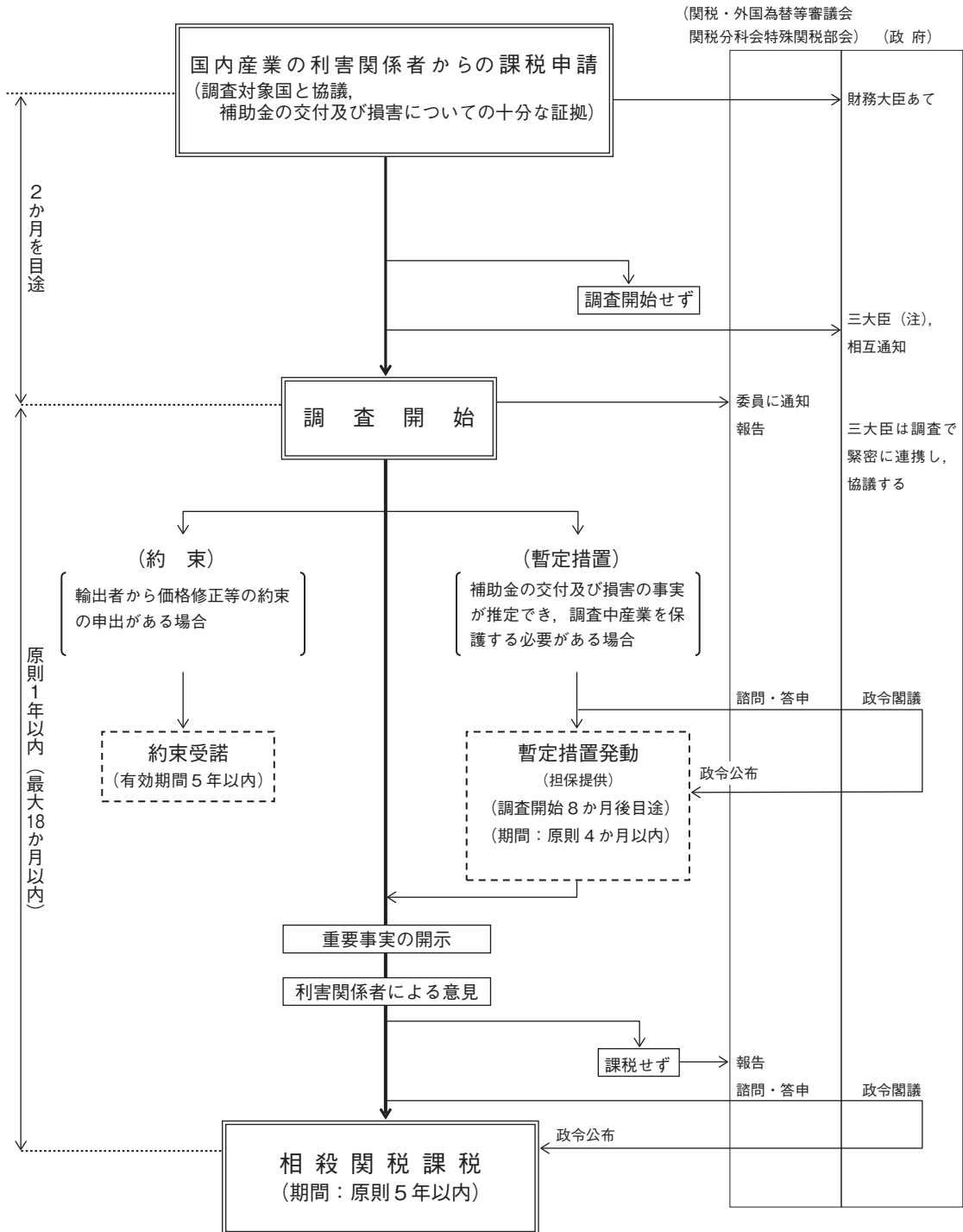
(参考2) WTOの勧告から報復関税発動までの手続の流れ



（注1）相手国が異議を申し立てない場合、原則30日以内に承認される。

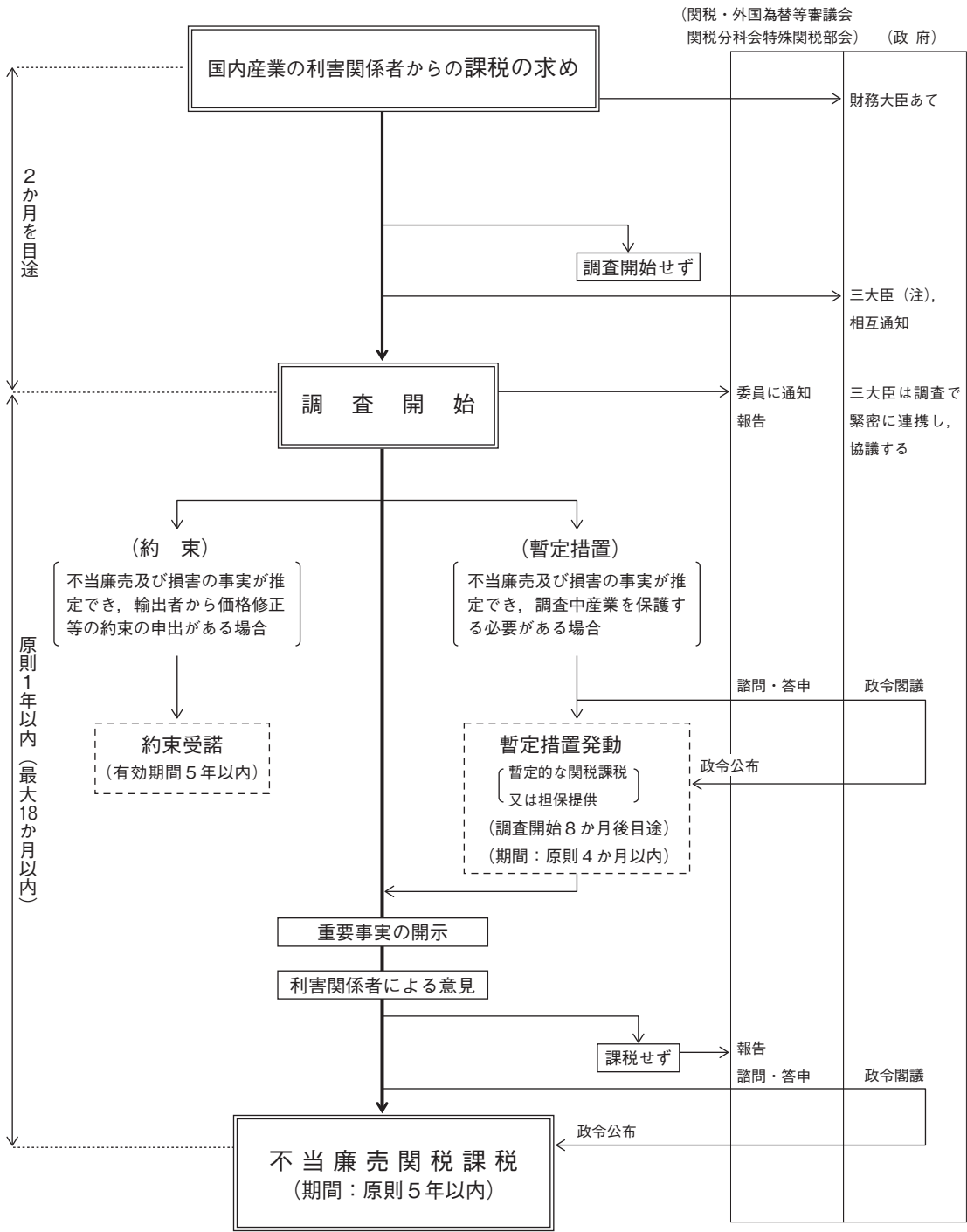
（注2）報復関税の課税手続には、不当廉売関税や相殺関税のような「調査」や「最終決定」の手続はないが、政令の閣議決定前に、関税・外国為替等審議会の諮問・答申を経ることとされている。

(参考3) 相殺関税の課税手続の流れ



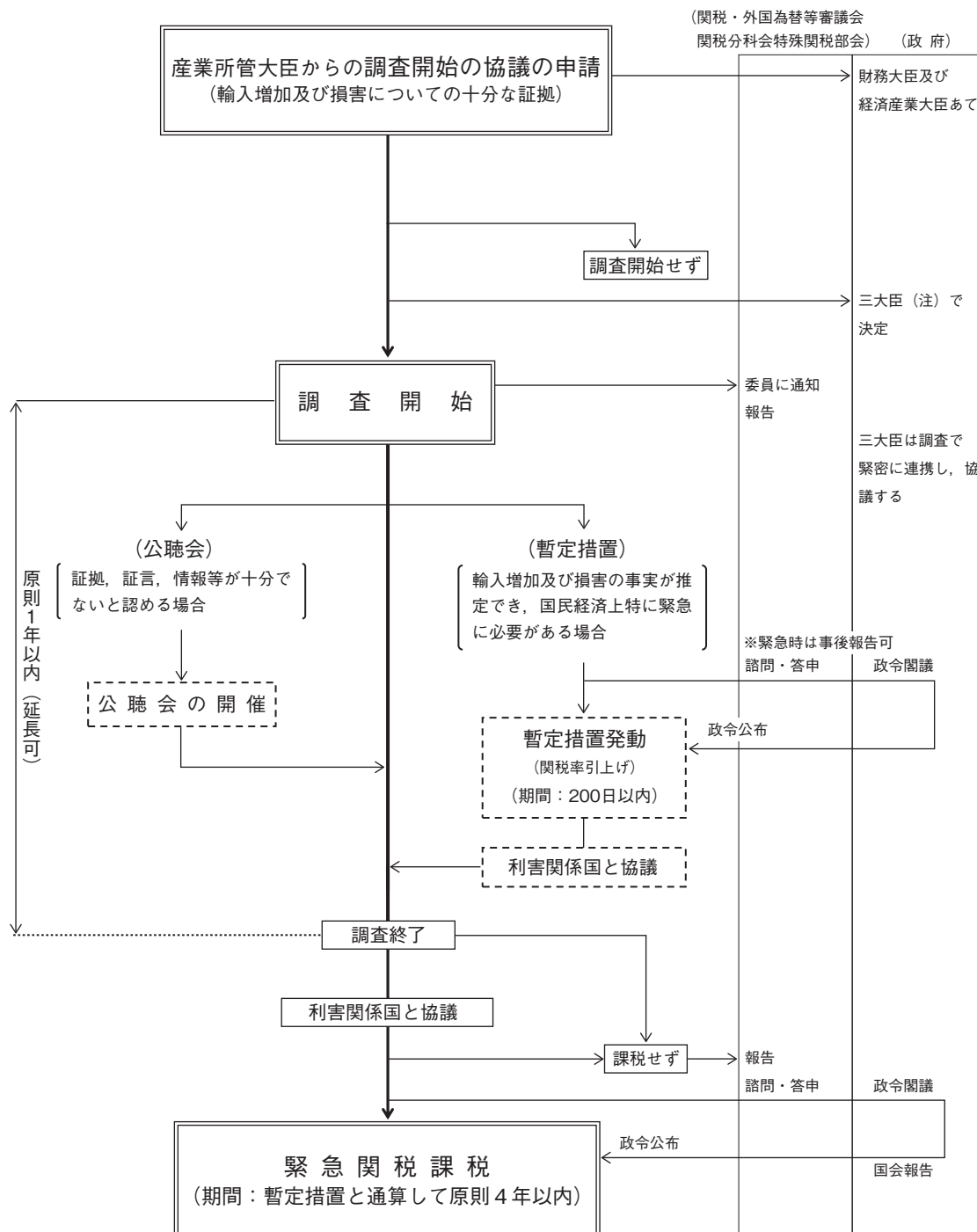
(注) 三大臣とは、財務大臣、経済産業大臣、産業所管大臣。

(参考4) 不当廉売関税の課税手続の流れ



(注) 三大臣とは、財務大臣、経済産業大臣、産業所管大臣。

(参考5) 緊急関税の課税手続の流れ



（注）三大臣とは、財務大臣、経済産業大臣、産業所管大臣。

(参考6) 我が国における特殊関税の事例

	事例	概 要
報 復 関 税	①米国バード 修正条項	・ H16.11.26 ・ H17.8.1 ・ H17.8.12 ・ H17.8.17 ・ H17.9.1 ・ H18.8.4 ・ H18.8.15 ・ H18.8.18 ・ H18.9.1 ・ H19.8.2 ・ H19.8.10 ・ H19.8.15 ・ H19.9.1 ・ H20.8.22 ・ H20.8.26 ・ H20.8.29 ・ H20.9.1 ・ H21.8.7 ・ H21.8.11 ・ H21.8.14 ・ H21.9.1 ・ H22.8.6 ・ H22.8.10 ・ H22.8.13 ・ H22.9.1 ・ H23.8.5 ・ H23.8.9 ・ H23.8.12 ・ H23.9.1 ・ H24.7.30 ・ H24.8.7 ・ H24.8.10 ・ H24.9.1 ・ H25.8.2 ・ H25.8.15 ・ H25.8.20 ・ H25.9.1 ・ H26.8.5 ・ H26.8.31 バード修正条項に対する対抗措置がWTOに承認される 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を課さないこととし、関税・外国為替等審議会に報告（ただし、再発動の権利を留保） 課税期間満了
相 殺 関 税	①パキスタン 産綿糸	・ S57.12.27 ・ S58.4.18 ・ S58.4.20 ・ S59.1.3 ・ S59.2.22 ・ S59.2.28 日本紡績協会、課税の求め 関税率審議会特殊関税部会に調査開始に至った事情を説明 調査開始の通知・告示 パキスタン政府、補助金の一部を廃止 日本紡績協会、調査対象となった補助金制度が、補助金率が僅少であるものを除き、廃止されたことを理由に課税の求め取下げ。同日、同様の理由で相殺関税を課税しないこととして調査終了し、関税率審議会特殊関税部会に報告 相殺関税を課税しないことを決定した旨を通知・告示

	事例		概 要
相 殺 関 税	②ブラジル産 フェロシリコ ン	・ S59.3.6 ・ S59.6.14 ・ S59.6.18	日本フェロアロイ協会、課税の求め 日本フェロアロイ協会、輸出者側の自主規制措置の発表及び市況回復を理由に課税の求め取下げ 関税率審議会特殊関税部会に、提訴及び課税の求め取下げに関する情況説明
	③大韓民国 D R A M	・ H16.6.16 ・ H16.7.27 ・ H16.8.3 ・ H16.8.4 ・ H17.2～3 ・ H17.3～4 ・ H17.7.26 ・ H17.8.1 ・ H17.8.2 ・ H17.10.21 ・ H17.10.31 ・ H17.11.14 ・ H17.12.1 ・ H18.1.20 ・ H18.1.24 ・ H18.1.27 ・ H18.4.25 ・ H18.6.19 ・ H19.7.13 ・ H19.8.30 ・ H19.11.28 ・ H19.12.17 ・ H20.1.15 ・ H20.1.30 ・ H20.8.22 ・ H20.8.26 ・ H20.8.29 ・ H20.9.1 ・ H20.9.23 ・ H20.9.29 ・ H20.10.15 ・ H20.12 中 ・ H21.2.3 ・ H21.3.3 ・ H21.3.4 ・ H21.4.13 ・ H21.4.17 ・ H21.4.22 ・ H21.4.23	エルビーダメモリ社及びマイクロンジャパン社、課税の求め 大韓民国政府との二国間協議 調査開始の相互通知、調査開始決定の新聞発表 調査開始の告示（同日調査開始）、直接の利害関係人への通知 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に、調査開始に至った事情を説明 大韓民国の政府・金融機関・供給者に対する現地調査の実施 本邦の生産者等に対する現地調査の実施 調査期間延長（新聞発表） 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査延長決定の旨を報告 調査期間延長の告示（6ヶ月延長） 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要事実の開示 大韓民国政府からの約束の申出 大韓民国政府との二国間協議 大韓民国政府との二国間協議 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、大韓民国ハイニックス社製D R A M等に対し相殺関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令」閣議決定 政令公布・施行 大韓民国政府との二国間協議 パネル設置 パネル報告の公表 上級委員会への申立て 上級委員会報告の公表 我が国に対する是正勧告をW T O紛争解決機関で採択 W T Oに対し是正勧告を実施する意思を通報 是正勧告を実施するための調査開始を告示 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、税率変更について、関税・外 国為替等審議会に諮問・答申 「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令の一部を改正 する政令」を閣議決定 政令公布 政令施行 是正勧告実施の有無等に係る履行パネル設置（21.3.4 韓国申出により中断。22.3.5 履行パネル 消滅。） ハイニックス社、課税廃止の求め 補助金に関する見直し調査開始の告示 大韓民国の政府・金融機関・供給者に対する現地調査の実施 利害関係者に対し重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 韓国の要請により履行パネル一時中断（22. 3.5消滅） 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、課税廃止について、関税外国 為替等審議会に諮問・答申 「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令を廃止する政 令」閣議決定 政令公布 政令施行
	①大韓民国産 綿糸	・ S57.12.27 ・ S58.6.17 ・ S58.7.11	日本紡績協会、課税の求め 大韓民国業界、自主規制措置を発表 日本紡績協会、自主規制措置を評価し課税の求め取下げ
不 当 廉 売 関 税	②ノルウェー 及びフランス 産フェロシリ コン	・ S59.3.6 ・ S59.6.14 ・ S59.6.18	日本フェロアロイ協会、課税の求め 日本フェロアロイ協会、輸出者側の自主規制措置の発表及び市況回復を理由に課税の求め取下げ 関税率審議会特殊関税部会に、提訴及び課税の求め取下げに関する情況説明
	③大韓民国産 セーター類	・ S63.10.21 ・ H1.2.2 ・ H1.3.29 ・ H1.4.11	日本ニット工業組合連合会、課税の求め 大韓民国政府（商工部）、自主規制措置を発表 日本ニット工業組合連合会、自主規制措置を評価し課税の求め取下げ 関税率審議会特殊関税部会に、提訴及び課税の求め取下げに関する情況説明

	事例	概 要
不 当 廉 売 関 税	④中華人民共和 国、ノル ウェー及び南 アフリカ共和 国産フェロシ リコマンガン	・ H3.10.8 日本フェロアロイ協会、課税の求め ・ H3.10.17 関税率審議会特殊関税部会に、提訴に関する情況説明 ・ H3.11.29 調査開始の相互通知・告示。同日、関税率審議会特殊関税部会に、調査開始に至った事情を説明 ・ H4.6.18 暫定措置をとらないことを決定し、調査結果の暫定的とりまとめを公表 ・ H4.9～10 三国の輸出者、生産者、本邦の生産者に対する現地調査の実施 ・ H4.11.27 調査期間の2ヵ月延長 ・ H4.12 上 利害関係者等への基本的事実の開示及びそれに対する反論の受理 ・ H4.12 下 中国の輸出者4社から価格修正の約束の申出 ・ H5.1.27 中国の輸出者2社について約束の受諾及び調査取り止め ・ H5.1 末 調査終了 ・ H5.1.28 関税率審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、中国の輸出者に不当廉売関税を課することについて、関税率審議会に諮問・答申 ・ H5.1.29 「フェロシリコマンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定 ・ H5.2.3 政令公布・施行。同日、ノルウェー及び南アフリカの輸出者に対して不当廉売関税を課税しない旨告示 ・ H10.1.31 課税期間満了
	⑤パキスタン 産綿糸	・ H5.12.20 日本紡績協会、課税の求め ・ H5.12.22 関税率審議会特殊関税部会懇談会に、提訴に関する情況説明 ・ H6.2.18 調査開始の相互通知・告示 ・ H6.2.23 関税率審議会特殊関税部会に、調査開始に至った事情を説明 ・ H6.8.30 暫定措置をとらないことを決定 ・ H6.11～12 パキスタンの輸出者・生産者及び本邦の生産者に対する現地調査、輸入者及びユーザーに対するヒヤリングの実施 ・ H7.2.14 調査期間の2ヵ月延長 ・ H7.4.17 調査期間の4ヵ月延長 ・ H7.5.12 直接の利害関係人に対し、最終決定前の基礎となる重要な事実の開示 ・ H7.7.28 関税率審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、関税率審議会にパキスタンの輸出者に不当廉売関税を課することについて、関税率審議会に諮問・答申 ・ H7.8.1 「二十番子等カード綿糸に対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定 ・ H7.8.4 政令公布・施行 ・ H8.2.16 パキスタンの生産者3社から新規供給者に係る課税の見直しの求め ・ H8.3.19 上記3社について、新規供給者に係る課税の見直し調査開始 ・ H8.3.29 パキスタンの生産者13社から新規供給者に係る課税の見直しの求め ・ H8.5.27 上記13社のうち11社について、新規供給者に係る課税の見直し調査開始 ・ H8.9.13 上記3社について、新規供給者に係る課税の見直し調査を終了し、同社の綿糸に係る不当廉売関税を変更又は廃止 ・ H9.5.21 上記11社について、新規供給者に係る課税の見直し調査を終了し、同社の綿糸に係る不当廉売関税を継続、変更又は廃止 ・ H9.12.5 パキスタンの生産者5社から新規供給者に係る課税の見直しの求め ・ H10.2.5 上記5社のうち3社について、新規供給者に係る課税の見直し調査開始 ・ H11.4.30 上記3社について、新規供給者に係る課税の見直し調査を終了し、同社の綿糸に係る不当廉売関税を継続 ・ H12.7.31 課税期間満了
	⑥大韓民国及 び台湾産ポリ エステル短纖 維	・ H13.2.28 帝人等5社、課税の求め ・ H13.3.28 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に課税の求めに関する情況説明 ・ H13.4.20 調査開始の相互通知、調査開始決定の新聞発表 ・ H13.4.23 調査開始の告示（同日調査開始）、直接の利害関係人への通知 ・ H13.5.8 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に、調査開始に至った事情を説明 ・ H13.10.30 台湾の一部供給者と申請者における対質の実施 ・ H13.11～12 本邦の生産者及び輸入者に対する現地調査の実施 ・ H14.1 下 大韓民国の供給者に対する現地調査の実施 ・ H14.4.19 調査期間の3ヶ月延長 ・ H14.5 中 追加的な証拠を提出した大韓民国の供給者に対する現地調査の実施 ・ H14.6.14 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要事実の開示 ・ H14.7.19 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、大韓民国及び台湾の供給者に不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H14.7.23 「ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定 ・ H14.7.26 政令公布・施行 ・ H18.6.30 帝人ファイバー等3社、課税期間延長の求め ・ H18.8.29 調査開始の相互通知

	事例	概 要
不 当 廉 売 関 税	・ H18.8.31 ・ H18.9.13 ・ H18.10.13 ・ H19.3 中 ・ H19.5.16 ・ H19.6.6 ・ H19.6.19 ・ H19.6.26 ・ H19.6.29 ・ H19.7.1 ・ H24.6.28	調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に、調査開始に至った事情を説明 利害関係者へ質問状を送付 本邦の生産者5社に対する現地調査を実施 利害関係者に対し重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、課税期間延長について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 不当廉売関税を課する期間を平成24年6月28日まで延長することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 課税期間満了
	⑦南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガン ・ H19.1.31 ・ H19.4.25 ・ H19.4.27 ・ H19.6.19 ・ H19.11～12 ・ H19.12 中 ・ H20.4.25 ・ H20.6.6 ・ H20.6.9 ・ H20.6.10 ・ H20.6.13 ・ H20.6.14 ・ H20.7.7 ・ H20.8.22 ・ H20.8.26 ・ H20.8.29 ・ H20.9.1 ・ H24.8.30 ・ H24.10.29 ・ H24.10.30 ・ H24.11. 8 ・ H25.4 下 ・ H25.5～6 ・ H25.8.31 ・ H25.10.10 ・ H25.10.15 ・ H25.11.22 ・ H25.12.13 ・ H26.2.21 ・ H26.2.28 ・ H26.3.5 ・ H26.3.6 ・ H30.3.2 ・ H30.3.19 ・ H30.3.30 ・ H30.4.16 ・ H30.4.18 ・ H30.10上 ・ H30.10.15 ・ H30.12.10 ・ H30.12.25	東ソー日向等2社、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に、調査開始に至った事情を説明 調査対象国の供給者4社に対する現地調査の実施 本邦の生産者2社に対する現地調査の実施 調査期間の6ヶ月延長 オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示 「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定 オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 重要事実に対する反論期限 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 東ソー日向等2社、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に、調査開始について説明 本邦の生産者2社に対する現地調査の実施 調査対象国の供給者4社に対する現地調査の実施 オーストラリア産電解二酸化マンガンに係る課税期間満了 調査対象国の供給者1社から新たな証拠の提出がなされたことによる追加現地調査の実施 調査期間の5ヶ月延長 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、不当廉売関税の課税期間を延長することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 不当廉売関税を課する期間を平成31年3月4日まで延長することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 東ソー日向等2社、中華人民共和国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長の求め 不当廉売関税の課税期間延長の求めに対する補正の求め 東ソー日向等2社、不当廉売関税の課税期間の延長の求めの補正 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 本邦生産者2社に対する現地調査の実施 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に、調査開始について説明 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限

	事例	概 要
不 当 廉 売 関 税	・ H31.2.14 ・ H31.2.26 ・ H31.3.1 ・ H31.3.4 ・ H31.3.5 ・ R5.1.23 ・ R5.2.3 ・ R5.2.6 ・ R5.3.6 ・ R5.3.8 ・ R5.9中 ・ R5.9下 ・ R5.10.5 ・ R5.11.27 ・ R5.12.11 ・ R6.1.29 ・ R6.2.20 ・ R6.2.26 ・ R6.3.1	関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税の課税期間を延長することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 不当廉売関税を課する期間を平成36年2月29日まで延長することが決定された旨告示、政令公布 スペイン及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに係る課税期間満了 政令施行 東ソー日向等2社、中華人民共和国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長の求め 不当廉売関税の課税期間延長の求めに対する補正の求め 東ソー日向等2社、不当廉売関税の課税期間の延長の求めの補正 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 本邦生産者2社に対する現地調査の実施 代替国生産者1社に対する現地調査の実施 関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税の課税期間を延長することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 不当廉売関税を課する期間を令和11年2月25日まで延長することが決定された旨告示、政令公布 政令施行
	⑧インドネシア産カットシート紙 ・ H24.5.10 ・ H24.6.27 ・ H24.6.29 ・ H24.7.30 ・ H24.12～H25.3 ・ H25.1～2 ・ H25.4.12 ・ H25.5.10 ・ H25.6.26 ・ H25.8.2	日本製紙等8社、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明 本邦の生産者5社及び輸入者1社に対する現地調査の実施 調査対象国の供給者4社及び関連者4社に対する現地調査の実施 利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 不当廉売関税を課さないことを決定し、その旨告示及び報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査結果を報告
関 税	⑨中華人民共和国産トルエンジソシアナート ・ H25.12.17 ・ H26.2.12 ・ H26.2.14 ・ H26.2.21 ・ H26.7.22 ・ H26.10～11 ・ H26.12.4 ・ H26.12.12 ・ H26.12.19 ・ H26.12.24 ・ H26.12.25 ・ H27.1.15 ・ H27.2.6 ・ H27.2.12 ・ H27.4.7 ・ H27.4.14 ・ H27.4.17 ・ H27.4.25 ・ R2.4.24	三井化学株式会社、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明 本邦の生産者1社に対する現地調査（製造工程に係るもの）の実施 本邦の生産者2社に対する現地調査の実施 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域除く。）産トルエンジソシアナートに係る仮の決定 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域除く。）産トルエンジソシアナートに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「トルエンジソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定 仮の決定に対する反論期限。同日、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域除く。）産トルエンジソシアナートに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 調査期間の4ヶ月延長 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「トルエンジソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 課税期間満了
	⑩大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウム ・ H27.4.3 ・ H27.5.22 ・ H27.5.26 ・ H27.11～12	カリ電解工業会、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 本邦の生産者2社に対する現地調査の実施

	事例	概 要
不 当 廉 売 関 税	・ R4.2.7 ・ R4.2.10 ・ R4.8下 ・ R4.9中 ・ R4.11.8 ・ R4.11.22 ・ R4.11.24 ・ R5.1.24 ・ R5.1.31 ・ R5.2.3 ・ R5.2.4	調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 本邦の生産者1社に対する現地調査の実施 代替国生産者1社に対する現地調査の実施 利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査開始について説明 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税の課税期間を延長することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行
	⑫大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手 ・ H29.3.6 ・ H29.3.29 ・ H29.3.31 ・ H29.10上 ・ H29.10中 ・ H29.12.8 ・ H29.12.14 ・ H29.12.22 ・ H29.12.27 ・ H29.12.28 ・ H30.1.30 ・ H30.3.1 ・ H30.3.14 ・ H30.3.23 ・ H30.3.30 ・ H30.3.31 ・ R5.3.30	株式会社ベンカン機工等3社、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 本邦生産者1社に対する現地調査の実施 大韓民国の供給者1社に対する現地調査の実施 大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る仮の決定 大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定 大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布 政令施行、仮の決定に対する反論期限 利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 課税期間満了
	⑬中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェート ・ R1.8.5 ・ R1.9.24 ・ R1.9.26 ・ R2.3.13 ・ R2.3.16 ・ R2.5.25 ・ R2.5.28～6.12 ・ R2.6.23 ・ R2.6.26 ・ R2.6.27 ・ R2.9.8 ・ R2.9.11 ・ R2.9.16 ・ R2.9.17	大八化学工業株式会社、課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 本邦生産者1社に対する現地調査の実施（※インターネット回線を通じて実施） 代替国生産者1社に対する現地調査の実施（※同上） 中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに係る仮の決定 中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申（持ち回り開催） 「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定 中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行
	⑭大韓民国産炭酸二カリウム ・ R2.4.30 ・ R2.6.25 ・ R2.6.29 ・ R2.9.8 ・ R2.12.15～17 ・ R2.12.21～22 ・ R2.2.25	カリ電解工業会 課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明 海外供給者1社に対する現地調査の実施（※インターネット回線を通じて実施） 本邦生産者1社に対する現地調査の実施（※同上） 大韓民国産炭酸二カリウムに係る仮の決定

	事例		概 要
不 当 廉 売 関 税		・ R3.2.25～3.11 ・ R3.3.19 ・ R3.3.24 ・ R3.3.25 ・ R3.4.8 ・ R3.4.22 ・ R3.6.8 ・ R3.6.18 ・ R3.6.23 ・ R3.6.24	大韓民国産炭酸ナトリウムに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申（持ち回り開催） 「炭酸ナトリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定 大韓民国産炭酸ナトリウムに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布 政令施行 利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「炭酸ナトリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行
	⑮中華人民共和国及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線	・ R3.3.31 ・ R3.6.9 ・ R3.6.14 ・ R3.11～12 ・ R3.12中 ・ R3.12下 ・ R4.1中 ・ R4.2上 ・ R4.2中 ・ R4.4.28 ・ R4.9.13 ・ R4.9.26 ・ R4.9.27 ・ R4.11.22 ・ R4.11.24 ・ R4.12.2 ・ R4.12.7 ・ R4.12.8	日亜鋼業株式会社等 4 社 課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表 本邦生産者 2 社に対する現地調査の実施（※インターネット回線を通じて実施） 中国の供給者 1 社に対する現地調査の実施（※同上） 代替国生産者 1 社に対する現地調査の実施（※同上） 中国の供給者 1 社に対する現地調査の実施（※同上） 中国の供給者 1 社に対する現地調査の実施（※同上） 韓国の供給者 1 社に対する現地調査の実施（※同上） 調査対象貨物変更の告示、調査対象貨物変更の報道発表、調査期間の 6 か月延長 利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示 中国の輸出者 2 社から価格修正の約束の申出 重要事実に対する反論期限 中国の輸出者 2 社に約束は受諾困難である旨通知 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定 大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鉄線に不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布 政令施行
	⑯中華人民共和国産黒鉛電極	・ R6.2.26 ・ R6.4.19 ・ R6.4.24	S E C カーボン株式会社等 3 社 課税の求め 調査開始の相互通知 調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表
緊 急 関 税	①ねぎ、生しいたけ及び薑表	・ H12.11.24 ・ H12.12.22 ・ H12.12.28 ・ H13.1.19 ・ H13.1.23 ・ H13.3.22 ・ H13.3.23 ・ H13.3.27 ・ H13.4.6 ・ H13.4.10 ・ H13.4.17 ・ H13.4.20 ・ H13.4.23 ・ H13.4.27 ・ H13.5.31 ・ H13.6.1 ・ H13.6.22 ・ H13.7.3～4 ・ H13.9.4	農林水産大臣より、ねぎ、トマト、たまねぎ、ピーマン、生しいたけ及びいぐさ（薑表）の 6 品目について財務（大蔵）・経産（通産）両大臣に調査開始の要請 ねぎ、生しいたけ及び薑表の 3 品目に対する調査開始の告示 生産者に対する質問状発送 輸入者、流通・小売業者、消費者等に対する質問状発送 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査開始に至った事情を説明 証拠提出・証言の期限 ねぎ等 3 品目の調査にかかる政府による実態調査の結果公表 質問状回答結果等及び提出証拠の閲覧開始 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に暫定措置発動の基本的考え方につき諮問・答申（答申には賛否両論が併記され、これを踏まえて政府が適切に対処すべきとされた。） 3 大臣で、暫定措置の具体的内容を決定し、当該決定内容を閣議にて農水大臣が報告 「ねぎ等に対して暫定的に緊急の関税を課する政令」閣議決定 政令公布及び告示（ねぎ等に対して暫定的な緊急の関税を課する件） 暫定措置についての W T O 通報 政令施行 証拠等の閲覧及び意見表明の期限 ねぎ等 3 品目のセーフガード調査において表明された意見の概要公表 ねぎ等 3 品目のセーフガード調査において表明された意見の閲覧開始（13.6.14まで） 中国が日本からの自動車、携帯・車載電話、空調機に対し、現行の関税率に加え、100%の特別関税の徴収開始 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等 3 品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京） ねぎ等 3 品目のセーフガード調査において表明された意見に対する再意見の概要公表

	事例	概 要
緊 急 関 税	・ H13.9.24～25 ・ H13.10.8 ・ H13.10.17 ・ H13.10.21 ・ H13.10.25 ・ H13.10.31 ・ H13.11.1	ねぎ等 3 品目セーフガード措置に関する日中官民協議（於北京） 小泉総理と朱鎔基総理の会談（於北京） 平沼経済産業大臣と石広生対外貿易経済合作部長との会談（於上海） 小泉総理と江沢民国家主席との会談（於上海） セーフガード関係閣僚会合（3 大臣のほか、官房長官、外務大臣が出席） 政府調査における主要指標の概要の公表 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等 3 品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京）
	・ H13.11.7～8 ・ H13.11.8 ・ H13.11.12 ・ H13.11.21 ・ H13.11.22	ねぎ等 3 品目セーフガード措置に関する日中官民協議（於北京） 暫定措置の期限 平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との会談（於ドーハ） ねぎ等 3 品目の輸入動向のモニター結果の公表（以後、毎週公表） 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等 3 品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京）
	・ H13.11.30 ・ H13.12.7～8 ・ H13.12.11 ・ H13.12.19 ・ H13.12.21 ・ H13.12.25	中国の輸入特別関税措置及びねぎ等 3 品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（課長級）（於北京） 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等 3 品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京） 平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との会談（於北京） 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等 3 品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（次官級）（於東京） 平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との間で、ねぎ等 3 品目の秩序ある貿易の促進について合意、調査の終了（確定措置発動せず） 確定措置を発動しない旨の告示
	・ H13.12.26 ・ H14. 2.7～8 ・ H14.3.28 ・ H14.5.22・24 ・ H14.9.20 ・ H14.11.12 ・ H15.1.14 ・ H15.4.15 ・ H15.9.17 ・ H15.11.11 ・ H16.3.29 ・ H16.6.24 ・ H16.9.14 ・ H17.4.26 ・ H17.5.13 ・ H17.8.18 ・ H17.11.9 ・ H18.4.14 ・ H18.7.11 ・ H19.1.30 ・ H19.6.21 ・ H19.11.9 ・ H20.6.27 ・ H20.9.17 ・ H21.7.2 ・ H21.9.15 ・ H22.5.24 ・ H22.6.24 ・ H24.4.11 ・ H24.5.17 ・ H25.5.23 ・ H26.4.18 ・ H26.10.28 ・ H27.5.21 ・ H28.3.9	関税・外国為替等審議会特殊関税部会開催 中国が輸入特別関税措置を27日から停止する旨の公告 第 1 回日中農産物貿易協議会（ねぎ等 3 品目） 第 2 回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第 3 回日中農産物貿易協議会（ねぎ等 3 品目） 第 4 回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第 5 回日中農産物貿易協議会（畳表） 第 6 回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第 7 回日中農産物貿易協議会（畳表） 第 8 回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第 9 回日中農産物貿易協議会（畳表） 第10回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第11回日中農産物貿易協議会（畳表） 第12回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第13回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第14回日中農産物貿易協議会（畳表） 第15回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第16回日中農産物貿易協議会（畳表） 第17回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第18回日中農産物貿易協議会（畳表） 第19回日中農産物貿易協議会（畳表） 第20回日中農産物貿易協議会（畳表） 第21回日中農産物貿易協議会（畳表） 第22回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第23回日中農産物貿易協議会（畳表） 第24回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第25回日中農産物貿易協議会（畳表） 第26回日中農産物貿易協議会（畳表） 第27回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第28回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第29回日中農産物貿易協議会（畳表） 第30回日中農産物貿易協議会（畳表） 第31回日中農産物貿易協議会（畳表） 第32回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第33回日中農産物貿易協議会（畳表） 第34回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ）

	事例	概 要
緊 急 関 税		・ H28.9.13 第35回日中農産物貿易協議会（豊表） ・ H29.6.8 第36回日中農産物貿易協議会（豊表） ・ H29.7.21 第37回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） ・ H30.8.3 第38回日中農産物貿易協議会（豊表） ・ H31.1.17 第39回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ）
	②鉄鋼製品	・ H14.3.5 米国がセーフガード措置の決定を発表 ・ H14.3.14 措置決定を受けての二国間協議 ・ H14.3.20 米国が鉄鋼14品目に対しセーフガード措置を発動 パネルの前提条件となる二国間協議を要請 ・ H14.4.11～12 パネルの前提条件となる日米等の協議 ・ H14.5.14 E Uが対抗措置をW T Oに通報 ・ H14.5.16 米国による鉄鋼セーフガード措置に対する対応について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H14.5.17 我が国が対抗措置をW T Oに通報 ・ H14.5.21 パネルの設置を要請 ・ H14.6.13 E Uが対抗措置に関する規則を閣僚理事会で採択 ・ H14.6.14 「アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令」閣議決定 パネル設置 ・ H14.6.17 政令公布 ・ H14.6.18 政令施行（米国産品に対する譲許を停止、税率は従来と同一） E Uが米国に対する譲許を停止（税率は従来と同一） ・ H14.7.3 米国がセーフガード措置の適用除外品目の決定期限を8月31日まで延期する旨公表 ・ H14.7.19 E Uが対抗措置に関する意思決定の期限を9月30日まで延期する旨公表 ・ H14.8.30 米国が適用除外品目を正式公表 総理及び関係大臣の了解を得て、平沼経済産業大臣が「米国の建設的な対応を勧案し、W T O紛争解決手続の結論が出るまでの間、関税を引上げない」旨の談話を発表 ・ H14.9.30 E Uが対抗措置を直ちに発動しないことを決定 ・ H15.3.21 米国が年次見直しに係る適用除外を発表 ・ H15.3.26 パネル中間報告の当時国配付 ・ H15.5.2 パネル最終報告の当時国配付 ・ H15.7.11 パネル最終報告の加盟国配付 ・ H15.8.11 米国が上級委員会へ上訴 ・ H15.9.19 米国 I T Cによる中間見直し ・ H15.11.10 上級委員会報告書の加盟国配付 ・ H15.11.26 我が国が対抗措置をW T Oに修正通報 ・ H15.12.5 米国がセーフガード措置を撤回 E Uが対抗措置を発動しないことを決定 ・ H15.12.10 上級委員会報告の採択。同日、米国による鉄鋼セーフガード措置に対する対抗措置の撤回について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 ・ H15.12.12 「アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令を廃止する政令」閣議決定 ・ H15.12.17 政令公布・施行

第3. 我が国の特惠関税制度の概要等

1. 制度概要及び経緯

我が国は、経済支援の観点から、開発途上国等から輸入される一定の農水産品、鉱工業品につき通常の関税率より低い特惠税率を適用する一般特惠関税制度を導入している。LDC（後発開発途上国）の産品に対しては、一部品目を除き無税・無枠での輸入を認める、一層の優遇が行われている（LDC特惠措置）。

我が国では昭和46年に導入されて以来、10年ずつ5回延長され、令和3年度改正により適用期限は令和12年度末までとされている。

2. 一般特惠受益国及び地域

126ヶ国及び4地域（別表）

（注）平成12年度から、世界銀行統計の「高所得国」に3年連続該当した国・地域については、特惠関税を適用しないこととしている（特惠卒業）。そのため、平成12年度から韓国・台湾・香港・

シンガポール等19の国・地域、平成15年度からスロベニア、平成18年度からバーレーン、平成19年度から仏領ポリネシア地域、平成21年度からサウジアラビア、平成23年度からオマーン等3ヶ国、平成24年度から英領アンギラ地域等7地域、平成25年度からクロアチア、平成28年度からクック、平成29年度からチリ等3ヶ国、平成30年度からセーシェル、アンティグア・バーブーダ、令和3年度からパラオ、令和4年度からパナマ、令和5年度からモントセラト地域について、それぞれ特惠関税を適用しないこととした。また、令和元年度から、3年連続して世銀統計における「高中所得国」に該当し、かつ、世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上に該当した国・地域についても、特惠関税を適用しないこととしている。そのため、令和元年度から中国等5ヶ国について、それぞれ特惠関税を適用しないこととした。

3. 農水産品・鉱工業品別の一般特惠措置の内容

	農水産品（HS1～24類）	鉱工業品（HS25～97類）
特惠対象品目	有税品2,053品目中431品目	有税品4,311品目中、毛皮、合板、繊維製品等及びLDC特惠対象品目を除く3,285品目
特惠税率	個々の品目ごとに通常の関税率より引下げ	① 原則として無税 ② ただし、関税暫定措置法別表第3の品目（1,142品目）は一般税率の20%、40%、60%、80%
特惠停止方法	エスケープ・クローズ方式 〔 ・ 国内産業に損害を与える等の場合に、政令で特惠適用を停止 ・ 発動の実績なし 〕	エスケープ・クローズ方式（同左）

（注1）産品の国際競争力等を勘案した国別・品目別特惠適用除外措置あり。
（注2）品目数は、令和6年4月1日時点の輸入統計品目番号に基づき計上。以下同じ。

4. LDC（後発開発途上国）に対する特別特惠措置（LDC特惠措置）

(1) LDC特惠受益国

LDC44ヶ国。平成20年度からカーボベルデ、平成23年度からモルディブ、平成26年度からサモア、令和元年度から赤道ギニア、令和3年度からバヌアツ、令和6年度からブータンが対象国から除外された。

(2) LDC特惠措置の内容

上記3. の特惠対象品目全てに加え、LDC特惠

対象品目（2,434品目（農水産品1,455品目、鉱工業品979品目））について、無税・無枠。

5. 輸入手続及び原産地認定基準等

(1) 特惠適用物品の輸入手続

特惠関税を適用して輸入する物品についても、一般の輸入貨物とほぼ同様の手続により通関を行うことになっている。すなわち、特惠適用物品の輸入者は、その品名、数量、価格等を税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

特惠適用輸入の場合、更に、原産地認定基準を満たしていることを証明するため、輸入申告等の際し、輸入貨物の原産地の税関又はこれに準ずる機関が発給した「一般特惠制度原産地証明書（様式A）」を税関に提出しなければならない（税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品、課税価格の総額が20万円以下の物品又はこれらに該当しない物品で特例申告の対象となる物品については、これらの書類の提出は不要である。ただし、当該特例申告の対象となる物品であっても、同書類の発給を受けていることは必要となる）。

(2) 原産地認定基準

特惠関税は、特惠受益国又は地域を原産地とする物品のみを対象として適用される。このため、特惠関税の適用を受けようとする物品が特惠受益国又は地域の原産品であるかどうかを認定するための特惠原産地認定基準が定められている。

① 一般基準

次に掲げる物品は、その生産を行った国又は地域が原産地となる。

イ 一の特恵受益国又は地域において完全に生産された物品（完全生産品）

ロ 一の特恵受益国又は地域において、他の国の原産品をその原材料の全部又は一部として、これに実質的な変更（HS 4 桁の分類の変更等）を加える加工又は製造により生産された物品（実質加工品）

② 自国関与基準

一の特恵受益国又は地域において、我が国から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品のうち、我が国から輸出された物品をその特惠受益国又は地域の完全生産品とみなした場合に、上記①の基準を満たすこととなる物品は、その特惠受益国又は地域の原産品として取り扱われる。

ただし、毛皮製品等特定の産品については、この基準の適用対象から除外されている。

③ 累積原産地制度

インドネシア、フィリピン及びベトナムの3ヶ国（以下「東南アジア諸国」という。）のうちの二以上の国を通じて生産が行われて、本邦へ輸出される物品については、東南アジア諸国を一の国とみなして上記①及び②の原産地認定基準が適用される。この結果、一の東南アジア諸国の完全生産品及び本邦からの自国関与物品は東南アジア諸国の完全生産品とみなされるとともに、一の東南

アジア諸国で行われた加工・製造は、東南アジア諸国において行われたものとみなされることとなる。

より具体的には、実質加工品の認定上、製品に占める原産品（当該国を原産国とする原材料）については次のような効果が生じることになる。

イ 「原産品割合」の算定においては、次に掲げる物品が東南アジア諸国産品として扱われる。

(i) 東南アジア諸国産品のみから成る原材料のすべて

(ii) 本邦から東南アジア諸国のうちの一の国に輸出された物品のみから成る原材料のすべて

(iii) 前記(i)及び(ii)に掲げる物品のみから成る原材料のすべて

ロ 加工・製造の工程については、生産に関わった東南アジア諸国全体として一定の加工・製造の要件を充足すれば、原産品としての資格が付与される。

以上の結果、その原産地が東南アジア諸国とされる物品については、当該物品を本邦へ輸出する国を当該物品の原産地とする。

(3) 運送要件

(2)の基準により認定された特惠受益国原産品が特惠関税の適用を受けるためには、更に、次に掲げる運送要件のいずれかを満たす必要がある。

① 原産地である特惠受益国等からその他の国又は地域（以下「非原産国」という。）を経由しないで日本へ向けて直接に運送されること（直接運送）。

② 原産地である特惠受益国等から非原産国を経由して日本へ輸入されるが、その経路が運送上の理由から非原産国において単に積替え又は一時蔵置がされたにすぎないこと。

③ 原産地である特惠受益国等から非原産国において一時蔵置するため又は博覧会、展示会その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）に出品するため輸出され、その後、当初における特惠受益国等の輸出者により、その非原産国から①又は②に準ずる運送方法で日本向けに輸出されること。

なお、②又は③に規定する積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品は、その非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において同国の税関の監督下で行われなければならない。また、上記②又は③に該当していることを証明するた

め、輸入申告等の際し、イ. 当該物品の原産地である特惠受益国等から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、ロ. 積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明

書、又はハ. これらの書類以外の書類で税関長が適当と認めるもの、のいずれかを提出しなければならない（課税価格の総額が20万円以下の物品又は特例申告の対象となる物品については、これらの書類の提出は不要である。）。

(別表) 特惠受益国及び地域一覧表（令和6年度）

番号	国 又は 地域名	番号	国 又は 地域名	番号	国 又は 地域名
1	アゼルバイジャン	51	ジャマイカ	101	ベラルーシ
2	<u>アフガニスタン</u>	52	ジョージア	102	ベリーズ
3	アルジェリア	53	シリア	103	ペルー
4	アルゼンチン	54	ジンバブエ	104	ボスニア・ヘルツェゴビナ
5	アルバニア	55	<u>スーダン</u>	105	ボツワナ
6	アルメニア	56	スリナム	106	ボリビア
7	アンゴラ	57	スリランカ	107	ホンジュラス
8	<u>イエメン</u>	58	赤道ギニア	108	マーシャル
9	イラク	59	<u>セネガル</u>	109	<u>マダガスカル</u>
10	イラン	60	セルビア	110	<u>マラウイ</u>
11	インド	61	セントビンセント	111	マリ
12	インドネシア	62	セントヘレナ及びその附属諸島地域	112	ミクロネシア
13	<u>ウガンダ</u>	63	セントルシア	113	南アフリカ共和国 *
14	ウクライナ	64	ソマリア	114	ミャンマー
15	ウズベキスタン	65	<u>ソロモン</u>	115	モーリシャス
16	エクアドル	66	タジキスタン	116	<u>モリタニア</u>
17	エジプト	67	<u>タンザニア</u>	117	<u>モザンビーク</u>
18	エスワティニ	68	チャド	118	モルディブ
19	<u>エチオピア</u>	69	中央アフリカ	119	モルドバ
20	<u>エリトリア</u>	70	チュニジア	120	モロッコ
21	エルサルバドル	71	ツバル	121	モンゴル
22	ガーナ	72	トーゴ	122	モンテネグロ
23	カーボベルデ	73	トケラウ諸島地域	123	ヨルダン
24	ガイアナ	74	ドミニカ	124	ヨルダン川西岸及びガザ地域
25	カザフスタン	75	ドミニカ共和国	125	ラオス
26	ガボン	76	トルクメニスタン	126	リビア
27	カメルーン	77	トルコ	127	<u>リベリア</u>
28	ガンビア	78	トンガ	128	<u>ルワンダ</u>
29	<u>カンボジア</u>	79	ナイジェリア	129	レソト
30	北マケドニア	80	ナミビア	130	レバノン
31	<u>ギニア</u>	81	ニウエ		
32	<u>ギニアビサウ</u>	82	ニカラグア		
33	キューバ	83	<u>ニジェール</u>		
34	<u>キリバス</u>	84	<u>ネパール</u>		
35	キルギス	85	<u>ハイチ</u>		
36	グアテマラ	86	パキスタン		
37	グレナダ	87	バヌアツ		
38	ケニア	88	バプアニューギニア		
39	コートジボワール	89	パラグアイ		
40	コスタリカ	90	<u>バングラデシュ</u>		
41	コソボ	91	<u>東ティモール</u>		
42	コモロ	92	フィジー		
43	コロンビア	93	フィリピン *		
44	コンゴ共和国	94	ブータン		
45	<u>コンゴ民主共和国</u>	95	<u>ブルキナファソ</u>		
46	サモア	96	<u>ブルンジ</u>		
47	サントメ・プリンシペ	97	米領サモア地域		
48	<u>ザンビア</u>	98	ベトナム		
49	<u>シエラレオネ</u>	99	ベナン		
50	<u>ジブチ</u>	100	ベネズエラ		

※アンダーラインは、「特別特惠（LDC特惠）受益国」であることを示す。

※*印は、その国・地域の原産品に対し、関税暫定措置法施行令第25条第4項の表第2項に基づく特惠税率の一部適用除外があることを示す。

(参考１) 特惠対象物品輸入額及び特惠適用輸入額の推移

(単位：百万円)

年 度 区 分			令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
				構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
全 世 界 か ら の 総 輸 入 額			91,543,193	100.0	121,280,977	100.0	108,779,150	100.0
特 恵 受 益 国 か ら の 輸 入 額	計	総 輸 入 額	11,085,878	12.1	14,871,871	12.3	13,158,551	12.1
		特 恵 対 象 物 品	1,702,024	1.9	2,294,276	1.9	2,139,766	2.0
		特 恵 適 用 額	499,217	0.5	754,156	0.6	717,483	0.7
		(内 LDC)	416,670		645,698		621,685	
	農 水 産 品	総 輸 入 額	1,259,392	1.4	1,562,922	1.3	1,515,239	1.4
		特 恵 対 象 物 品	315,581	0.3	382,497	0.3	379,921	0.3
		特 恵 適 用 額	65,132	0.1	88,640	0.1	78,102	0.1
		(内 LDC)	22,207		35,818		28,582	
	鉱 工 業 品	総 輸 入 額	9,826,487	10.7	13,308,948	11.0	11,643,313	10.7
		特 恵 対 象 物 品	1,386,442	1.5	1,911,778	1.6	1,759,845	1.6
		特 恵 適 用 額	434,084	0.5	665,516	0.5	639,381	0.6
		(内 LDC)	394,463		609,881		593,103	

(注１) 令和３年度は確定値、令和４年度は確々報値、令和５年度は確報値による。

(注２) (内 LDC) は、LDC特惠受益国からの一般特惠適用額とLDC特惠適用額の合計値。

(注３) (A)、(C)及び(E)の輸入額は、一般特惠受益国（LDC特惠受益国を含む。）からの一般特惠対象物品の輸入額とLDC特惠受益国からのLDC特惠対象物品の輸入額の合計値。

(注４) EPA締約国から輸入を行う場合、一般特惠は当該品目に課される一般特惠税率がEPA税率よりも低い場合にのみ適用可能となっている。上記の特惠対象物品輸入額については、一般特惠税率がEPA税率以上となる輸入も含まれている事に留意。

(参考2) 特惠受益国 (GSP+LDC) からの特惠適用輸入実績の推移

(単位: 百万円)

順位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	国・地域名	特 恵 輸入実績	構成比 (%)	国・地域名	特 恵 輸入実績	構成比 (%)	国・地域名	特 恵 輸入実績	構成比 (%)
	総 額	499,217	100.0	総 額	754,156	100.0	総 額	717,483	100.0
1	バングラデシュ	147,190	29.5	バングラデシュ	201,306	26.7	バングラデシュ	192,156	26.8
2	カンボジア	140,639	28.2	カンボジア	187,435	24.9	カンボジア	189,765	26.4
3	ミャンマー	88,647	17.8	ミャンマー	173,823	23.0	ミャンマー	179,168	25.0
4	マダガスカル	23,270	4.7	マダガスカル	51,481	6.8	マダガスカル	35,555	5.0
5	南アフリカ共和国	16,961	3.4	南アフリカ共和国	27,237	3.6	南アフリカ共和国	22,207	3.1
6	エクアドル	13,064	2.6	モーリタニア	19,554	2.6	モーリタニア	13,706	1.9
7	モーリタニア	9,038	1.8	エクアドル	14,232	1.9	エクアドル	13,639	1.9
8	トルコ	8,715	1.7	コロンビア	11,741	1.6	トルコ	13,157	1.8
9	コロンビア	7,453	1.5	トルコ	11,533	1.5	コロンビア	11,985	1.7
10	スリランカ	6,112	1.2	スリランカ	7,417	1.0	ラオス	7,396	1.0
11	モロッコ	4,886	1.0	ラオス	7,191	1.0	スリランカ	5,958	0.8
12	ラオス	4,311	0.9	モロッコ	6,963	0.9	モロッコ	4,320	0.6
13	ウクライナ	3,380	0.7	ベトナム	3,560	0.5	カザフスタン	3,583	0.5
14	イラン	3,103	0.6	イラン	3,044	0.4	ガーナ	3,011	0.4
15	グアテマラ	2,683	0.5	アルゼンチン	2,819	0.4	イラン	2,523	0.4
16	ベトナム	2,433	0.5	ガーナ	2,736	0.4	グアテマラ	2,446	0.3
17	ガーナ	1,963	0.4	カザフスタン	2,234	0.3	パキスタン	2,154	0.3
18	ケニア	1,870	0.4	インド	2,135	0.3	インド	2,141	0.3
19	パキスタン	1,647	0.3	パキスタン	2,128	0.3	ケニア	1,699	0.2
20	カザフスタン	1,113	0.2	グアテマラ	1,936	0.3	セルビア	1,574	0.2

※ 令和3年度は確定値, 令和4年度は確々報値, 令和5年度は確報値による。

※ 特惠輸入実績は, 一般特惠適用輸入額及びLDC特惠適用輸入額の合計値。